

 マークの表示がある紙製容器包装と、その他の紙が「紙類」です。  
 (※ 新聞紙・チラシ・本類・ダンボールを除きます。)

 **まず**  **マークの確認をしてください。**

## ● マークの表示がある紙製容器包装



- 食品・お菓子の紙箱
  - カップ・筒類
  - 洗剤の紙箱
  - 薬・化粧品・タバコの箱
  - カップ麺・スープのカップ
  - ヨーグルトのカップ
  - ラップ・ホイルの箱
  - ラップ・ホイルの芯
  - カップ麺・スープのカップ・ふた
- (カッターなどの金属部分は**燃やさないごみ**)

## ● その他の紙類



- 紙袋・封筒・薬（処方箋）袋・のし袋
- テープの芯（紙製）
- 値札（タグ）・靴や洋服などの包み紙・包装紙
- はがき・書き損じた習字紙
- 紙コップ・紙皿（よくすすいでください。）など
- カレンダー・ポスター・ジグソーパズル（紙製）

※ 食品に使われていた紙類は、内容物を取り除き汚れを落として出してください。

**指定袋にまとめて入れる。**

**毎週1回 集積場へ**

- 紙の中でも、ティッシュペーパー・キッチンペーパー・掃除用粘着シート（コロコロ）・シュレッダーごみ・カーボン紙・油汚れ、汚れのひどい紙は、**燃やすごみ**で出してください。
- 個人情報載っている紙類は、丸めたり、破って出しても構いません。